

八女市介護保険指定事業所物価高騰対策支援金 に関するQ&A

Q 1 申請書の提出期限は？

特段の理由がない限り、令和8年2月16日（月曜日）を申請の期限とします。
対象となる事業者は速やかに申請書をご提出ください。

Q 2 支援金の使途（活用方法）は？

支援金は、物価高騰に係る割増し負担額の一部を補填することを目的としています。支援金は各事業者の判断でそれぞれの事業所に必要な対策にご活用ください。

Q 3 対象となる事業者は？

令和8年1月1日において八女市内に対象施設を有し、申請日に当該施設において介護保険サービスの提供を実施している指定介護保険事業者が対象です。

※申請日時点において、事業を廃止又は休止する旨の届出を行っている場合は、対象となりません。

※県が実施する令和7年度福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金の支援対象となっている事業所は、八女市の本事業の対象なりません。

Q 4 申請方法は？

申請は、介護長寿課介護サービス係宛に、窓口持参又は郵送によりご提出ください。メール、FAX及び八女市各支所への窓口持参による申請はできません。

Q 5 高圧電力とは？ 低圧電力とは？

本支援金では、高圧電力とは契約電力が50KW以上又は供給電圧が6,000V以上の電力のことを指します。

低圧電力とは高圧電力以外の電力のことを指します。

入所系及び通所系の事業所で、電気の種類が高圧の場合は、電気料金の請求書等（添付資料3）の提出が必要です。

Q 6 低圧電力の場合は、電気料金の請求書等の写しは必要ありませんか？

低圧電力の場合（高圧電力ではない場合）は、電気料金の請求書等（添付資料3）の提出は必要ありません。

Q 7 訪問系の事業所は、電気料金の請求書等の写しは必要ありませんか？

訪問系の事業所は、電気料金の請求書等（添付資料3）の提出は必要ありません。

Q 8 電気料金の請求書等の写しを提出できない場合は？

添付資料3の提出がないなど、入所系及び通所系の事業所等で電気の種類が確認できない場合は、単価の低い方で支援を行います。

Q 9 定員数の計算はどうすればいいですか？

定員数は、当該事業所の指定に係る届出の定員数を計上してください。

当該事業所の利用実人数ではありません。

※定員は令和8年1月1日時点（基準日時点）とします。申請前に変更された場合も、基準日の定員により算定した支援金の給付となります。

※「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」について
は、登録定員数で計上してください。

※訪問系（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援及び介護予防支
援）については、定員数ではなく1事業所あたりの金額となります。

Q 10 個人印や施設印は利用可能ですか？

利用できません。記名押印の場合、法人印を押印ください。

Q 11 法人で申請とは？

対象事業者となる各該当施設を運営する法人ごとに1枚の交付申請書を作成し、
提出して下さい。

※各事業所から提出された場合は、法人で最後に提出された申請日に統一する必要
があるため、再提出を求める場合があります。

Q 12 複数事業所をまとめて申請する場合は？

添付資料3は、電気料金の請求書等は支援金を申請する事業所・施設ごとに作成し
提出してください。ただし、法人で一括して契約を行っている場合には、1枚の
請求書等のみの添付で差し支えありません。

添付資料3以外の書類については、原則として法人で各1部ずつ作成し、提出して
ください。

Q 13 振込口座に個人名義の口座は利用できますか？

利用できません。法人もしくは事業所名義の口座を記入してください。

Q 14 振込に係る委任状の提出は必要ですか？

振込口座が事業所名義の場合は法人(代表者)名義の委任状を提出してください。
振込口座が法人名義の場合は委任状の提出は必要ありません。

Q 15 支援金の交付時期は？

交付申請書の内容を審査し、交付を決定後に、指定口座に振り込みます。なお、
交付決定通知書に振込予定日を記載してお知らせします。

※決定通知は、法人住所（通知書送付先）の欄に記入の住所に送付します。